

## 埼玉県シニアサッカー連盟 細則

### 第1項 加盟登録について

1. 本連盟に加盟登録しようとするチームは本県にその本拠を有するもので、(公財)埼玉県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に登録しなければならない。
2. 登録は、各チーム毎に下記登録料及び連盟会費を添えてWeb申請をしなければならない。Web申請の手続きについては、(公財)埼玉県サッカー協会「ホームページ」を参照のこと。
3. 登録料

区分	(公財) 日本サッカー協会			(公財) 埼玉県協会	チーム合計	(公財) 日本協会	(公財) 埼玉県協会	選手合計
	チーム	監督	機関紙購読料	チーム		選手登録料	選手登録料	
	7000	2000	5000	3,500	17500	1500× 選手数	500× 選手数	2000×選手数 満60歳以上1500

\* (公財)埼玉県協会チーム登録料には、SFA ニュース購読料 (1,500 円) が含まれる。

### 4. 連盟会費 (個人会費のみとする)

平成 27 年度 (公財) 日本サッカー協会シニア登録が年度内 40 歳に改定

区分	連盟会費 (個人会費)
シニア種登録	3,000 円
1 種登録	3,500 円

\*平成 21 年 4 月 25 日 定例評議員会承認事項

### 5. 新チーム加盟手続き (届出先、期限、承認)

上記の 1 から 4 を満たすチーム・選手であることを前提とし、加盟希望年度の前年の 10 月末日までに、所属することになるカテゴリーの運営委員会に届け出をしなければならない。ただし、60 のカテゴリーについては、70・60 運営委員会要項による。また、規約上理事会・評議員会の承認を必要とするが、理事会・評議員会開催が遅れる場合には各運営委員会の了解のうえ、シニア連盟会長・理事長の承認を必要とする。その後、理事会・評議員会に報告する。

### 6. チーム名変更の手続き (届出先、期限、承認)

チーム名を変更するチームは、変更希望年度の前年の 11 月末日までに、所属するカテゴリーの運営委員会に届け出をし、理事会の承認を得なければならない。

### 第2項 専門委員会について

1. 本規約第 9 章 第 25 条による専門委員会は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会（委員長=理事長、副委員長=副理事長、各委員「総務、企画、経理、広報、登録」
- (2) 70,60,50,40 運営委員会（運営委員長、副運営委員長、会計、審判、監査、チーム運営委員、担当理事等）
- (3) 60,50,40 審判委員会（審判統括委員長、60,50,40 審判委員長等）
- (4) フェアプレー・規律委員会（委員長=副会長、副委員長=副会長、理事長、副理事長、審判統括委員長）

2. 専門委員会の業務は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア. 事業計画・立案に関する事。
- イ. 予算案の作成及び決算の報告に関する事。
- ウ. 各種事業の出納及び予算・決算に関する事。
- エ. 連盟会費・上部団体への登録料等の徴収管理及び補助金の収受に関する事。
- オ. 補助対象事業の結果・収支決算等の報告に関する事。
- カ. 登録業務（Web登録等）及び広報に関する事。
- キ. 理事会、評議員会の開催案内及び議事録作成に関する事。

(2) 運営委員会

- ア. 各年代の事業計画及びその事業運営に関する事。
- イ. 事業運営費の出納・決算に関する事。
- ウ. 県外派遣事業の支援・強化等に関する事。

(3) 審判委員会

- ア. 各種大会の審判員の要請並びに審判員割り当て等に関する事。
- イ. 審判員の登録、養成及び資質の向上に関する事。

(4) フェアプレー・規律委員会

- ア. (公財) 日本サッカー協会、(公財) 埼玉県サッカー協会フェアプレー・規律委員会との連携に関する事。
- イ. (公財) 日本サッカー協会制定の懲罰規定遵守に関する事。県協会要覧参照
- ウ. フェアプレーの奨励と優れたチーム及び選手の表彰に関する事。
- エ. マッチコミッショナー委員会を兼務し、副委員長（副会長）が担当責任者となる。

3. 専門委員会の組織と運営について

- (1) 各専門委員会は委員長1名、副委員長若干名、各担当を置く。
- (2) 委員長は委員会を運営し、業務を推進する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合にはその職務を代行する。
- (3) 運営委員会開催案内状は、会長及び委員長名で作成する。
- (4) 委員会の招集は、理事長の承諾を得て、委員長が行う。
- (5) 委員会の決定事項は理事会に報告し、その承認を得なければならない。

### 第3項 細則の改廃

この細則は、理事会の議決及び評議員会の同意を得なければ改廃することはできない。

### 第4項 付 則

1. この細則は、平成18年4月 8日から施行する。
2. 平成20年4月26日 一部改正。
3. 平成21年4月25日 一部改正。
4. 平成22年4月 3日 一部改正。
5. 平成24年4月 7日 一部改正。
6. 平成25年4月20日 一部改正。
7. 平成27年4月18日 一部改正